

墨田区コミュニティ会館条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	一部改正条例（ ）による改正後																								
<p>（利用時間）</p> <p>第4条 コミュニティ会館の図書室及び前条第3号に掲げる施設（学童クラブ室を除く。以下「遊戯室等」という。）の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 コミュニティ会館（<u>墨田区横川コミュニティ会館に限る。以下同じ。</u>）の図書室及び前条第3号に掲げる施設（学童クラブ室を除く。以下「遊戯室等」という。）の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>2・3 〔略〕</p> <p>（準用）</p> <p><u>第20条 第4条から第10条までの規定は、墨田区東駒形コミュニティ会館及び墨田区梅若橋コミュニティ会館について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="837 1055 1401 2029"> <thead> <tr> <th data-bbox="837 1055 970 1137">第4条の見出し</th> <th data-bbox="970 1055 1185 1137">利用時間</th> <th data-bbox="1185 1055 1401 1137">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="837 1137 970 1373" rowspan="2">第4条第1項</td> <td data-bbox="970 1137 1185 1263">コミュニティ会館（<u>墨田区横川コミュニティ会館に限る。以下同じ。</u>）</td> <td data-bbox="1185 1137 1401 1263">コミュニティ会館</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 1263 1185 1373">利用時間 午後7時</td> <td data-bbox="1185 1263 1401 1373">使用時間 午後5時</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1373 970 1630" rowspan="2">第4条第2項</td> <td data-bbox="970 1373 1185 1630">利用時間</td> <td data-bbox="1185 1373 1401 1630">使用時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 1451 1185 1630">育成時間（<u>同条例第4条の2に規定する延長育成及び第5条の2に規定する土曜育成を行う時間を含む。</u>）</td> <td data-bbox="1185 1451 1401 1630">育成時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1630 970 1888" rowspan="2">第4条第3項</td> <td data-bbox="970 1630 1185 1778">指定管理者（<u>第11条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。</u>）</td> <td data-bbox="1185 1630 1401 1778">区長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="970 1778 1185 1888">区長の承認を得て、同項の利用時間</td> <td data-bbox="1185 1778 1401 1888">同項の使用時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1888 970 1957">第5条第2項第3号</td> <td data-bbox="970 1888 1185 1957">日曜日</td> <td data-bbox="1185 1888 1401 1957">日曜日、土曜日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1957 970 2029">第5条第3項</td> <td data-bbox="970 1957 1185 2029">指定管理者</td> <td data-bbox="1185 1957 1401 2029">区長</td> </tr> </tbody> </table>	第4条の見出し	利用時間	使用時間	第4条第1項	コミュニティ会館（ <u>墨田区横川コミュニティ会館に限る。以下同じ。</u> ）	コミュニティ会館	利用時間 午後7時	使用時間 午後5時	第4条第2項	利用時間	使用時間	育成時間（ <u>同条例第4条の2に規定する延長育成及び第5条の2に規定する土曜育成を行う時間を含む。</u> ）	育成時間	第4条第3項	指定管理者（ <u>第11条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。</u> ）	区長	区長の承認を得て、同項の利用時間	同項の使用時間	第5条第2項第3号	日曜日	日曜日、土曜日	第5条第3項	指定管理者	区長
第4条の見出し	利用時間	使用時間																							
第4条第1項	コミュニティ会館（ <u>墨田区横川コミュニティ会館に限る。以下同じ。</u> ）	コミュニティ会館																							
	利用時間 午後7時	使用時間 午後5時																							
第4条第2項	利用時間	使用時間																							
	育成時間（ <u>同条例第4条の2に規定する延長育成及び第5条の2に規定する土曜育成を行う時間を含む。</u> ）	育成時間																							
第4条第3項	指定管理者（ <u>第11条の規定により業務を行わせる者をいう。以下同じ。</u> ）	区長																							
	区長の承認を得て、同項の利用時間	同項の使用時間																							
第5条第2項第3号	日曜日	日曜日、土曜日																							
第5条第3項	指定管理者	区長																							

		区長の承認を得て、第1項	第1項
第6条の見出し	利用等		使用等
第6条	利用時間その他利用		利用時間その他使用
第7条	利用する者（以下「利用者」		利用する者（以下「使用者」
	利用して		使用して
	指定管理者		区長
第8条の見出し	利用		使用
第8条	指定管理者		区長
	利用		使用
第9条の見出し	利用者		使用者
第9条	利用者		使用者
	利用を		使用を
第10条の見出し	利用者		使用者
第10条	利用者		使用者
	利用に		使用に
(委任) 第20条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区規則で定める。			
			〔同左〕 第21条 〔同左〕

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後の指定管理者による管理に係る必要な手続、準備行為等は、同日前においても、この条例による改正後の墨田区コミュニティ会館条例の規定の例により行うことができる。

墨田区コミュニティ会館条例の一部を改正する条例（平成26年墨田区条例第11号。平成27年4月1日施行）